

平成17年10月から

介護保険制度が一部改正されます！



介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の長期入所や短期入所の利用に際し、食費や居住費が全額自己負担となります。また、通所介護（デイサービス）や通所リハビリテーション（デイケア）の利用者の食費についても自己負担になります。

施設などの利用料が変わります

これまで施設サービス利用者は、居住費（光熱水費など）や食費の一部は介護保険から給付されていましたが、在宅で生活する要介護者の方は、介護給付の自己負担のほかに居住費（家賃や光熱水費など）や食費を負担しています。施設サービス利用者とは在宅サービス利用者の費用負担を公平にするために見直しが行われるものです。

ただし、生活保護を受けている方や市町村民税非課税世帯の方には、施設利用が困難とならないよう申請することにより、負担上限額が次のとおり設定されます。

対象者	区分	居住費（居住の種類により異なる）				食費	
		多床室	従来型個室	ユニット型個室	ユニット型個室		
生活保護受給者	利用者負担	0円	①320円 ②490円	490円	820円	300円	
市町村民税非課税者 世帯全員が	高齢福祉年金受給者	第1段階	0円	①320円 ②490円	490円	820円	300円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担第2段階	320円	①420円 ②490円	490円	820円	390円
	利用者負担第2段階以外の方	利用者負担第3段階	320円	①820円 ②1,310円	1,310円	1,640円	650円
基準費用額		320円	②1,150円 ②1,640円	1,640円	1,970円	1,380円	

※市町村民税課税世帯の方は、基準費用額が自己負担額になります。
 ※①は特別養護老人ホーム（ショートステイ含む）の場合
 ※②は老人保健施設（ショートステイ含む）、介護療養型医療施設（ショートステイ含む）の場合

高額介護サービス費の利用者負担の上限額が改正されます



高額介護サービス費は、介護サービスを利用したときに支払う1割の利用者負担が、下表の金額を超えたとき、その超えた分が介護保険から払い戻されます。

10月サービス提供分から年金収入などが80万円以下の方などは月額上限額が下記のとおり改正されます。

介護保険に関する問い合わせ・相談は

- 本庁介護保険課 ☎95-1111 (577)
- 河北総合支所福祉課 ☎62-2116
- 雄勝総合支所保健福祉課 ☎57-3611
- 河南総合支所福祉課 ☎72-2113
- 桃生総合支所市民福祉課 ☎76-2111
- 北上総合支所保健福祉課 ☎67-2115
- 牡鹿総合支所保健福祉課 ☎45-2113

※高額介護サービス費の支給申請手続きも改正され、平成17年10月サービス提供からの支給申請は初回の申請のみで、その後利用しても申請手続きは不要となります。

対象者	現行	改正後
生活保護受給者の方 高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	15,000円	15,000円
世帯全員が市町村民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,600円	15,000円
上記以外の世帯全員が市町村民税非課税の方	24,600円	24,600円
市町村民税世帯課税の方	37,200円	37,200円

平成17年度道路交通センサスが実施されます

今年10月から11月にかけて、道路交通センサスが実施されます。道路交通センサスは車の交通量や道路の利用状況を調査・分析するもので概ね5年ごとに全国一斉に行われます。

調査は、①平日・休日一日の交通量観測や混雑時の走行速度を把握するものと、②自動車を所有している皆さんの自宅に調査員が訪問し、特定日の車の使い方について調査票への記入を依頼するものです。

集計されたデータは、渋滞のない道路や安全な道路、地域を活性化する道路などの整備計画を立てる際に活用されますので調査にご協力ください。

図 県土木部道路課

☎022-211-3162

市都市計画課（内線498）





毎週月曜日 午後7時まで

市民課窓口の時間延長日が 10月から月曜日に変わります!

毎週水曜日に実施していましたが、市民課窓口の時間延長日が、10月からは、より多くの利用が見込める月曜日に変更します。通常の時間帯で市役所に来られない方は、ぜひ、このサービスをご利用ください。

期間 平成18年3月までの毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日に時間延長を実施。)

時間 午後5時15分～7時

取扱業務 住民票の発行、印鑑登録証明書、戸籍の謄抄本などの交付

時間延長で対応できないもの

- 印鑑登録など、時間延長での取扱い業務以外の業務
- 転入、転出、転居などの異動手続き、および戸籍に関する届出

※支所および総合支所では窓口の時間延長は行っていません。

証明書自動交付機

休日でも利用できます!

設置場所と利用時間

- 市役所本庁舎玄関ホール
 - 毎日午前8時30分～午後7時
 - 市社会福祉協議会ビル内1階
 - 平日午前10時～午後4時
 - 土・日・祝日 午後1時～7時
- ※自動交付機の利用については、暗証番号の登録が必要です。

住民基本台帳カードの交付サービスが始まっています

カードには写真なしカードと写真付きカードがあり、写真付きの場合は身分証明書として利用できます。

申請方法

本人確認書類(運転免許証、パスポートなど、官公署発行の写真付きの免許証、証明書、資格証明書)を提示していただきます。

身分証明書としてご利用を希望される方は、パスポート用と同等の写真(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦45%×横35%、顔の大きさが27%〔±2%〕)をご持参ください。

受付時間 午前9時～午後4時30分
交付手数料 1件 500円
カードの有効期限 10年間

総合支所、支所での交付申請の場合は、本人確認書類をお持ちでも申請から交付まで1週間ほどかかります。

なお、本人確認書類をお持ちでない方は申請後、郵便で本人確認を行います。申請から交付まで日数がかかりますので、お早めにお越しください。

市民課(内線260・261・441)

希望すれば、住民基本台帳カードが交付されます



高度のセキュリティ機能を備えたICカード

カードには写真なしカードと写真付きカードがあり、写真付きのカードの場合は身分証明書として利用できます。

『木造住宅耐震診断』助成事業の申込期間を延長します

申込期間

平成17年12月20日(火)まで

対象建築物

次の条件を全て満たすものとしてします。

なお、先に実施した石巻市木造住宅耐震診断士派遣事業において耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅の方も対象となります。

建物

在来軸組工法による木造の個人住宅(一部店舗等併用住宅、二世帯住宅は含みませんが、構造が丸太組構法およびプレハブ構法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外となります)

規模

3階建て以下

- **建築時期** 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- **費用負担** (例)延べ面積200㎡以下で既存建築物の図面が有る場合 8,000円

※延べ面積により負担額が異なります。また、既存建築物の図面が無い場合は、お問い合わせください。

申請・問い合わせ

建築指導課

95-1111 (内線541・542・543)



住宅診断の様子